

石川県公報

平成31年1月8日

第13170号(火曜日)

毎週2回 火曜 金曜発行

目次

告 示		土 木 部 (水 道 用 水 供 給 事 業)	
○漁業災害補償法第105条第1項第2号ロの規定による加入区(区域及び区分)の設定の一部改正		○委託業務に係る企画提案書の募集公告	3
	(水産課) 1	監 査 委 員	
○県道の区域の変更	(道路整備課) 1	○定期監査結果公表	4
○道路の占用を制限する区域の指定	(同) 2	○財政的援助団体等監査結果公表	5
		○監査の結果報告に基づいて講じた措置の公表	5
公 告			
○大規模小売店舗の新設の届出の公告	(経営支援課) 2		

告 示

石川県告示第1号

漁業災害補償法第105条第1項第2号ロの規定による加入区(区域及び区分)の設定(平成20年石川県告示第512号。以下「告示第512号」という。)の一部を次のように改正し、公表の日から施行する。

なお、改正後の告示第512号は、この告示の施行の日以後に共済責任期間の開始する共済契約について適用し、同日前に共済責任期間の開始した共済契約については、なお従前の例による。

平成31年1月8日

石川県知事 谷 本 正 憲

表の能都町第1加入区の項区分の欄を次のように改める。

- 50メートルを超える水深に定置網を敷設する者の営む大型定置漁業
- ①に掲げる者以外の者の営む大型定置漁業
- 小型定置漁業
- 底びき網を使用して営む漁業又は高倉漁港(姫地区)を係留港とし、主に刺網を使用して営む漁業
- 総トン数5トン未満の漁船を使用して主としていか釣りを営む漁業
- 高倉漁港(真脇地区)を係留港とし、主に刺網を使用して営む漁業
- 法第104条第2号に掲げる漁業のうち①から⑥までに掲げる漁業以外の漁業

石川県告示第2号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり県道の区域を変更した。

なお、その関係図面は、平成31年1月8日から同月22日まで縦覧に供する。

平成31年1月8日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	道路の区域			関係図面の縦覧場所
	変更の区間	旧新別	敷地の幅員(m) 延長(m)	
金沢停車場北線	金沢市堀川町505番地先から 金沢市京町208番1地先まで	旧	20.43~22.28 35.1	
		新	22.11~22.11 35.1	

石川県告示第3号

道路法（昭和27年法律第180号）第37条第1項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定する。
なお、その関係図面は、平成31年1月8日から同月22日まで縦覧に供する。

平成31年1月8日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 道路の種類、路線名、占用を制限する区域及び関係図面の縦覧場所

道路の種類	路線名	占用を制限する区域	関係図面の縦覧場所
県道	金沢停車場北線	金沢市堀川町505番地先から 金沢市京町208番1地先まで	県央土木総合事務所維持管理課

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

平成31年1月8日

公 告

大規模小売店舗の新設の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗を新設する旨の届出があった。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、県に対し、意見書の提出により意見を述べるができる。

平成31年1月8日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドラッグコスモス内灘店

河北郡内灘町字向栗崎1番3 他2筆

2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 大規模小売店舗を設置する者

株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野 正晃

福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号 第一福岡ビルS館4階

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野 正晃

福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号 第一福岡ビルS館4階

3 大規模小売店舗の新設をする日

平成31年8月21日

4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,371平方メートル

5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

- 位置 縦覧による。
収容台数 52台
- (2) 駐輪場の位置及び収容台数
位置 縦覧による。
収容台数 18台
- (3) 荷さばき施設の位置及び面積
位置 縦覧による。
面積 42平方メートル
- (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
位置 縦覧による。
容量 11.8立方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
午前9時から午後9時45分まで
- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前8時30分から午後10時まで
- (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
出入口の数 2箇所
位置 縦覧による。
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時～午後10時
- 7 届出年月日
平成30年12月20日
- 8 届出等の縦覧場所
石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び内灘町都市整備部企画課
- 9 届出等の縦覧期間
平成31年1月8日から平成31年5月8日まで
- 10 意見書の提出期限及び提出先並びに問合せ先
平成31年5月8日
金沢市鞍月1丁目1番地
石川県商工労働部経営支援課

土木部（水道用水供給事業）

石川県企業公告第1号

委託業務に係る企画提案書の募集公告

次のとおり企画提案書を募集する。

平成31年1月8日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 業務の概要

(1) 業務名

石川県水道用水供給事業 財務会計システム更新業務委託 一式

(2) 業務内容

石川県水道用水供給事業 財務会計システム更新業務委託に係る企画提案募集要領（以下「企画提案募集要領」という。）及び石川県水道用水供給事業 財務会計システム更新業務委託に係る調達仕様書（以下「仕様書」という。）による。

(3) 納入期限

平成31年12月27日

- (4) 納入場所
石川県土木部水道企業課が別途定める場所
- 2 参加資格
次の条件をすべて満たすこと。
- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
(2) 石川県の物品関係の入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
(3) 地方公共団体の水道用水供給事業の財務会計システムの納入実績を有すること。
(4) 県の指名停止の措置を受けている者でないこと。
- 3 企画提案募集要領等の交付場所等
- (1) 交付場所及び問合せ先
〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地
石川県土木部水道企業課経営管理グループ
電話 076-225-1576
- (2) 交付方法
(1)の交付場所において交付する。
- 4 企画提案書の提出場所等
- (1) 提出場所及び問合せ先
3(1)の交付場所及び問合せ先と同じ。
- (2) 参加表明の期限等
ア 表明期限 平成31年1月25日(金)午後5時
イ 表明方法 企画提案募集要領に示す方法による。
- (3) 企画提案書の提出期限等
ア 提出期限 平成31年2月4日(月)午後5時
イ 提出方法 持参又は郵送(郵送の場合は、提出期限内必着とする。)
- 5 企画提案書の採否及び契約
- (1) 4(3)アの提出期限までに提出のあった企画提案書について、書類審査を行い、後日審査会においてヒアリングを実施する。
- (2) 企画提案書の採否について、(1)の審査会実施後2週間以内に応募者に対し文書で通知し、採用された企画提案書を提出した最優秀者との間で業務内容、仕様等の契約条件を協議の上、契約を締結する。最優秀者との協議が調わなかった場合は次点の者と協議を行う。ただし、当該業務はその業務に係る予算についての議会の議決が必要であり、当該予算が議会で議決されなかった場合は、締結しない。このことについて、参加者は、あらかじめ了解しているものとみなす。
- 6 その他
- (1) 契約書作成の要否
要
- (2) 5(1)の審査会への出席及び提出書類等の作成及び提出に要する費用は、全て応募者の負担とし、提出書類等は、返却しない。なお、提出書類等の機密保持には、十分配慮する。
- (3) 詳細は、企画提案募集要領及び仕様書による。

監 査 委 員

定期監査結果公表

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定により、平成30年度の財務事務に係る監査を実施したので、その結果を次のとおり公表する。

平成31年1月8日

石川県監査委員	米	澤	賢	司
同	吉	田		修
同	浜	田		孝

同 岡 部 朋 代

監査箇所名	監査年月日	監査の対象	監 査 の 結 果
加賀聖城高等学校	平成30年12月14日	平成30年9月末現在	所管の業務をはじめ、財務に関する事務の執行は、おおむね適正に処理されていると認める。
大聖寺高等学校	〃	〃	〃
小松明峰高等学校	〃	〃	〃
松任高等学校	〃	〃	〃
金沢桜丘高等学校	平成30年12月20日	〃	〃
津幡警察署	〃	〃	〃
金沢泉丘高等学校	〃	〃	〃

財政的援助団体等監査結果公表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により、平成29年度の財政的援助等に係る監査を実施したので、その結果を次のとおり公表する。

平成31年1月8日

石川県監査委員 米 澤 賢 司
 同 吉 田 修
 同 浜 田 孝
 同 岡 部 朋 代

監 査 箇 所 名	監査年月日	監 査 の 結 果
石川県高等学校体育連盟	平成30年12月20日	補助金に係る出納その他の事務の執行は、おおむね適正に処理されていると認める。

定期監査の結果報告に基づいて講じた措置の公表

石川県公安委員会より標記のことについて、別紙のとおり通知を受けたので地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により公表する。

平成31年1月8日

石川県監査委員 米 澤 賢 司
 同 吉 田 修
 同 浜 田 孝
 同 岡 部 朋 代

(別 紙)

石 公 委 第 99 号
 平成30年12月20日

石 川 県 監 査 委 員 様

石 川 県 公 安 委 員 会

平成30年12月4日付け石監査第443号で通知のあった監査の結果に基づき、下記のとおり措置を講じたので地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

記

指 摘 事 項	機 関 名	監査結果に基づき講じた措置
公用車の交通事故が発生しています。 交通事故防止を推進しなければならない機関であり、安全運転に万全を期するよう厳重に注意して	小松警察署	職員の交通事故防止対策として、全署員を対象に「安全運転励行」の徹底を指示したほか、朝礼時等に安全運転指導員による安全運転指導や運転時の安全確認・注意ポイント及び積雪・凍結路面時の対策等を具体的に指導する講習を行うなど交通事故防止対策の徹底を図っております。

ください。

また、交通事故を起こした職員に対し、石川県安全運転研修所を利用した運転技能及び知識の再確認と安全運転に対する更なる意識付けを行いました。

今後とも、交通事故防止を推進しなければならない機関であることを踏まえ、全職員に対する指導・教養を継続して実施し、交通事故の未然防止に努めます。